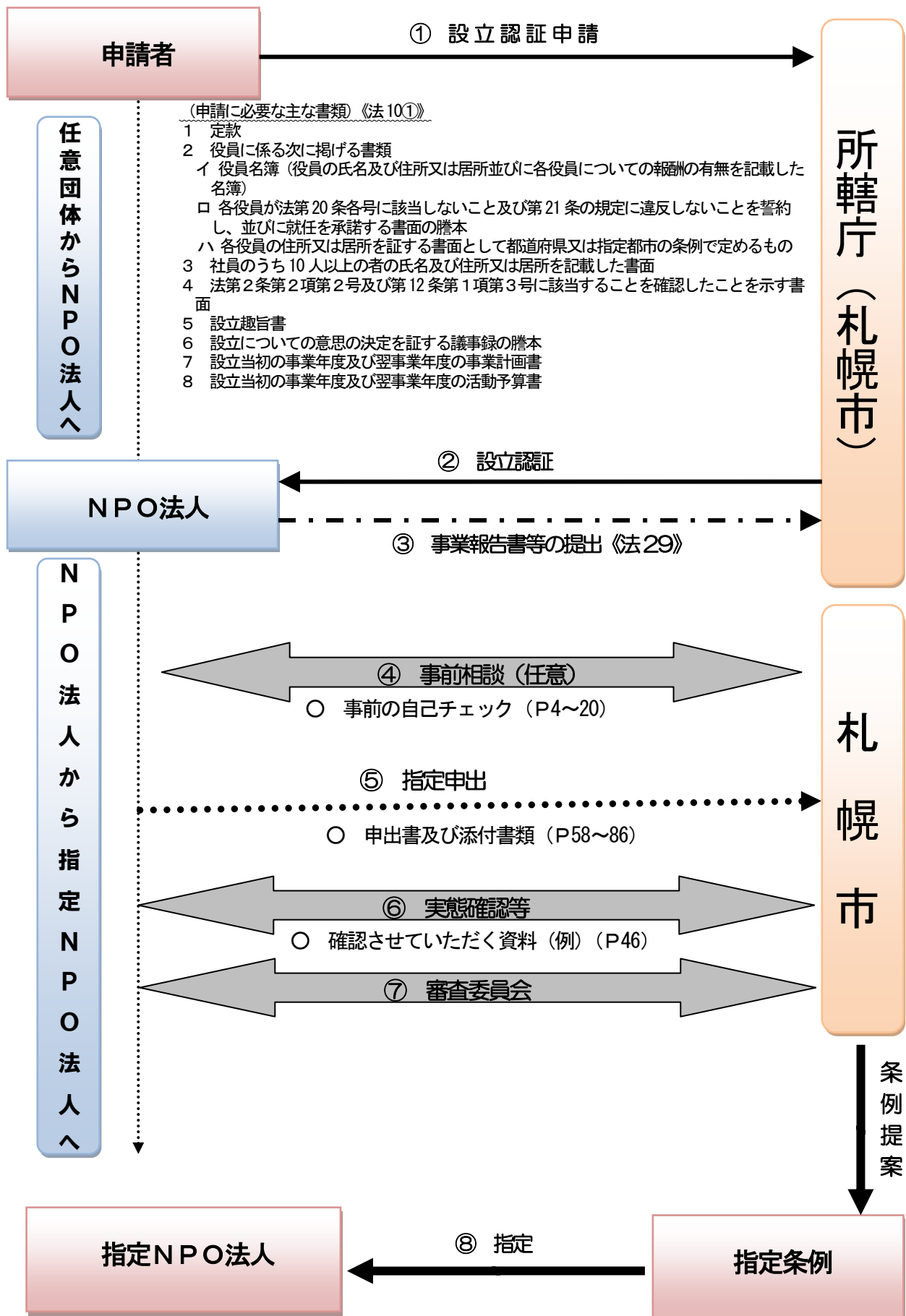


第2章 指定NPO法人制度について

導入編

1 指定NPO法人になるまでのフロー



2 指定申出手続

指定を受けようとするNPO法人は、指定申出書等を、条例で定めるところにより、札幌市に提出することとされています（条例3）。

ただし、申出書の提出に当たっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります（条例4④で適用する法45①ハ）。

◎ 指定を受けるための申出書及びその添付書類（条例で定める書類）

申 出 書	
記 載 事 項	① NPO法人の名称
	② 代表者の氏名
	③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地（市内の事務所に限る）
	④ 設立の年月日
	⑤ 現に行っている事業の概要
	④ その他市長が必要と認める事項

申 出 書 の 添 付 書 類
① 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

（注）所轄庁が札幌市以外の法人については、上記のほか、実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書、役員名簿、定款等を添付する必要があります。（条例3）

（参考）

毎事業年度1回所轄庁への提出が必要な書類
① 事業報告書
② 財産目録
③ 貸借対照表
④ 活動計算書
⑤ 年間役員名簿
⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

3 事前適合確認シート

- 指定を受けるためには、条例等に定められた次に掲げる基準等に適合する必要があります。
- 申出書の提出を検討されている方は、まず、以下の10項目の適合確認ポイントを確認してください。
- 項目1①から④まで、3、5D・Eは実績判定期間において、項目①-5は申請日の前日において、項目4、5A・B・C、6、7、8は、指定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、指定基準等の判定対象となる期間のことです。適合確認チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて指定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

1 数値基準等	① 寄附金の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計が年平均50人以上である 又は	適・否
	② 特定非営利活動へのボランティアの参加者が、各事業年度において延べ100人以上いること。ただし、実人数が10人以上であること 又は	
	③ 市民を対象とした特定非営利活動に関する催事を各事業年度において4回以上開催し、かつ、一般参加者が延べ100人以上であること 又は	
	④ 特定非営利活動に係る事業費が年間150万円以上であること 又は	
	⑤ 北海道の条例で指定されていること。	
2 (活動基準)	① 特定非営利活動を申出法人以外の団体と協働して行う見込みがあること かつ	適・否
	② 特定非営利活動を札幌市内において5年以上継続的に行う見込みがあること かつ	
	③ 寄附を集める活動を継続的に行う見込みがあること	
3	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P12)	適・否
4	運営組織及び経理が適切である(P14)	適・否
5	事業活動の内容が適正である(P15)	適・否
6	情報公開を適切に行っている(P16)	適・否
7	所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P17)	適・否
8	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P18)	適・否
9	設立の日から1年を超える期間が経過している(P19)	適・否
10	欠格事由のいずれにも該当しない(P20)	適・否

ご注意ください！

- この適合確認シートは、指定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全ての確認項目が「適」となった場合でも必ず指定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や指定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に札幌市市民活動促進担当課にお問い合わせください。

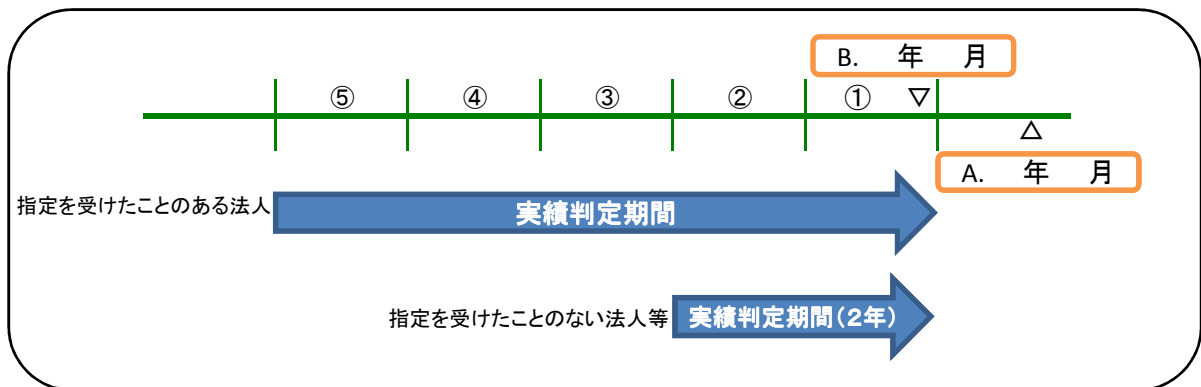
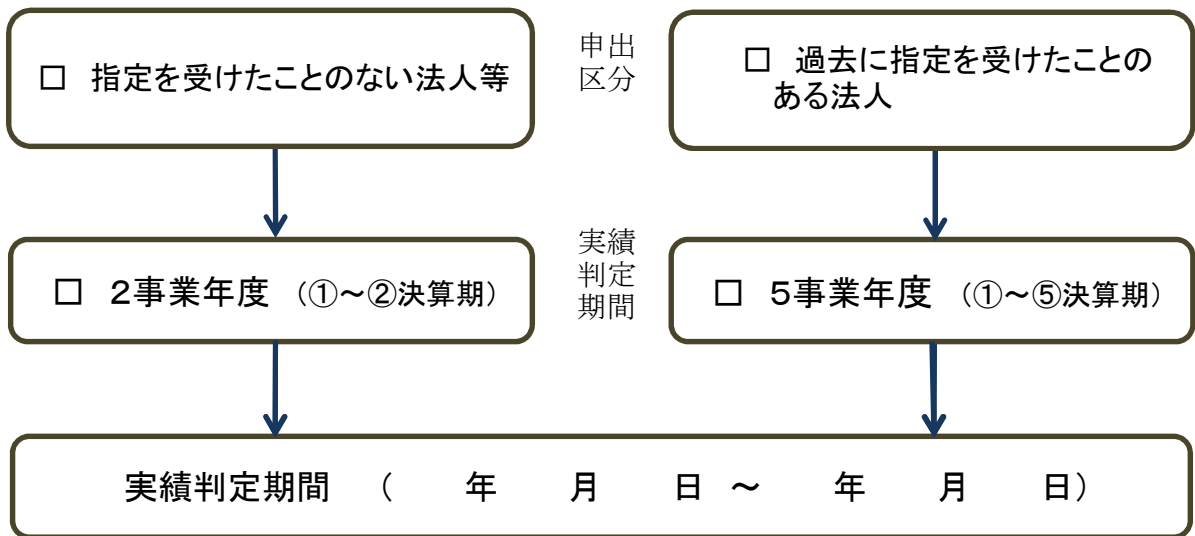
— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、指定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に指定を受けたことのない法人は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申出(予定)年月日
(年 月 日)

B. 直前終了事業年度
(① 年 月 日 ~ 年 月 日)

Bの1年前事業年度 ② (年 月 日 ~ 年 月 日)
 Bの2年前事業年度 ③ (年 月 日 ~ 年 月 日)
 Bの3年前事業年度 ④ (年 月 日 ~ 年 月 日)
 Bの4年前事業年度 ⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)



☆ 基準1については、①から⑤までのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準等1-① —公益要件(数値基準等)について—
【寄附者の数】

実績判定期間において、年間3,000円以上の寄附者の数が年平均50人以上である。

はい

いいえ

(適)

指定基準等1-①に
適合すると思われます

(否)

指定基準等に
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年3,000円以上の寄附者が50人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均50人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

		実績判定期間月数(A)					年3,000円以上の寄附者数(B)	
①	自	平成	年	月	日	月		人
	至	平成	年	月	日			
②	自	平成	年	月	日	月		人
	至	平成	年	月	日			
③	自	平成	年	月	日	月		人
	至	平成	年	月	日			
④	自	平成	年	月	日	月		人
	至	平成	年	月	日			
⑤	自	平成	年	月	日	月		人
	至	平成	年	月	日			
合計						月		人

$$\frac{Bの合計(\quad) \times 12}{Aの合計(\quad)} = \boxed{\text{年平均} \quad \text{人}} \geq 50$$

※寄附者の数に関する基準を選択する場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

☆ 基準1については、①から⑤までのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準等1-② —公益要件(数値基準等)について—
【ボランティアの数】

各事業年度において、市内におけるその特定非営利活動
にボランティアとして従事した者が100人以上いる。

はい

いいえ

当該ボランティアの
実人数が10人以上である。

いいえ

(適)
指定基準1-②に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

※対象とする特定非営利活動
法人が市民を対象として実施する事業であり、総会、理
事会等法人の運営に関するものは除きます。

☆ 基準1については、①から⑤までのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準等1-③ —公益要件(数値基準等)について—
【催物の開催】

各事業年度において、市民を対象とした催物を4回以上開催している。

はい

いいえ

当該催物への一般参加者が各事業年度において、延べ100人以上である。

いいえ

(適)
指定基準1-③に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

※催物とは、セミナー、イベント、研修会などをいう。

※一般参加者とは、法人の役員を除く一般参加者をいう。

☆ 基準1については、①から⑤までのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準等1-④ —公益要件(数値基準等)について—
【特定非営利活動事業費】

各事業年度において、特定非営利活動に係る事業費の額が、150万円以上である。

はい

いいえ

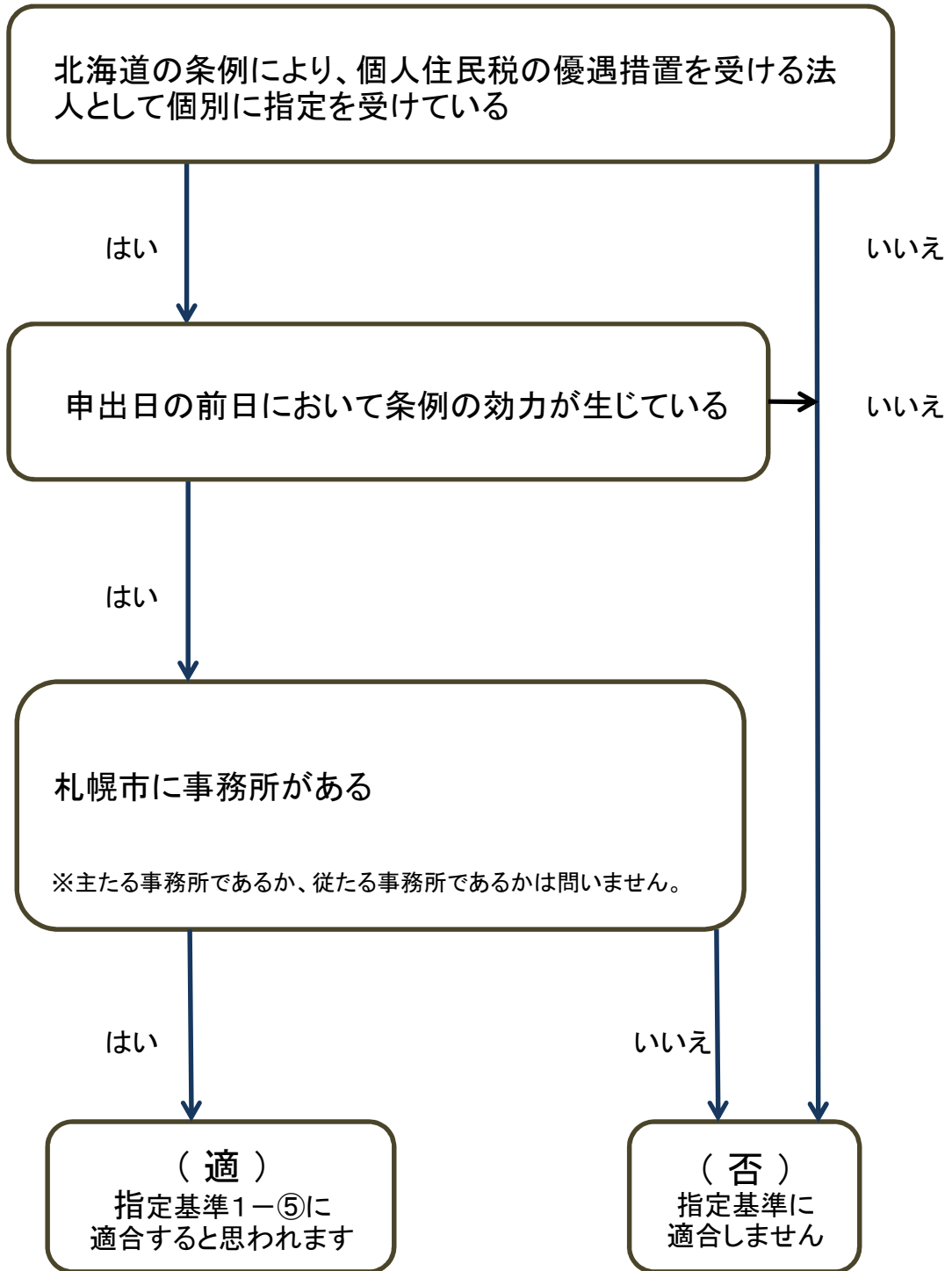
(適)
指定基準1-④に
適合すると思われます

(否)
指定基準に
適合しません

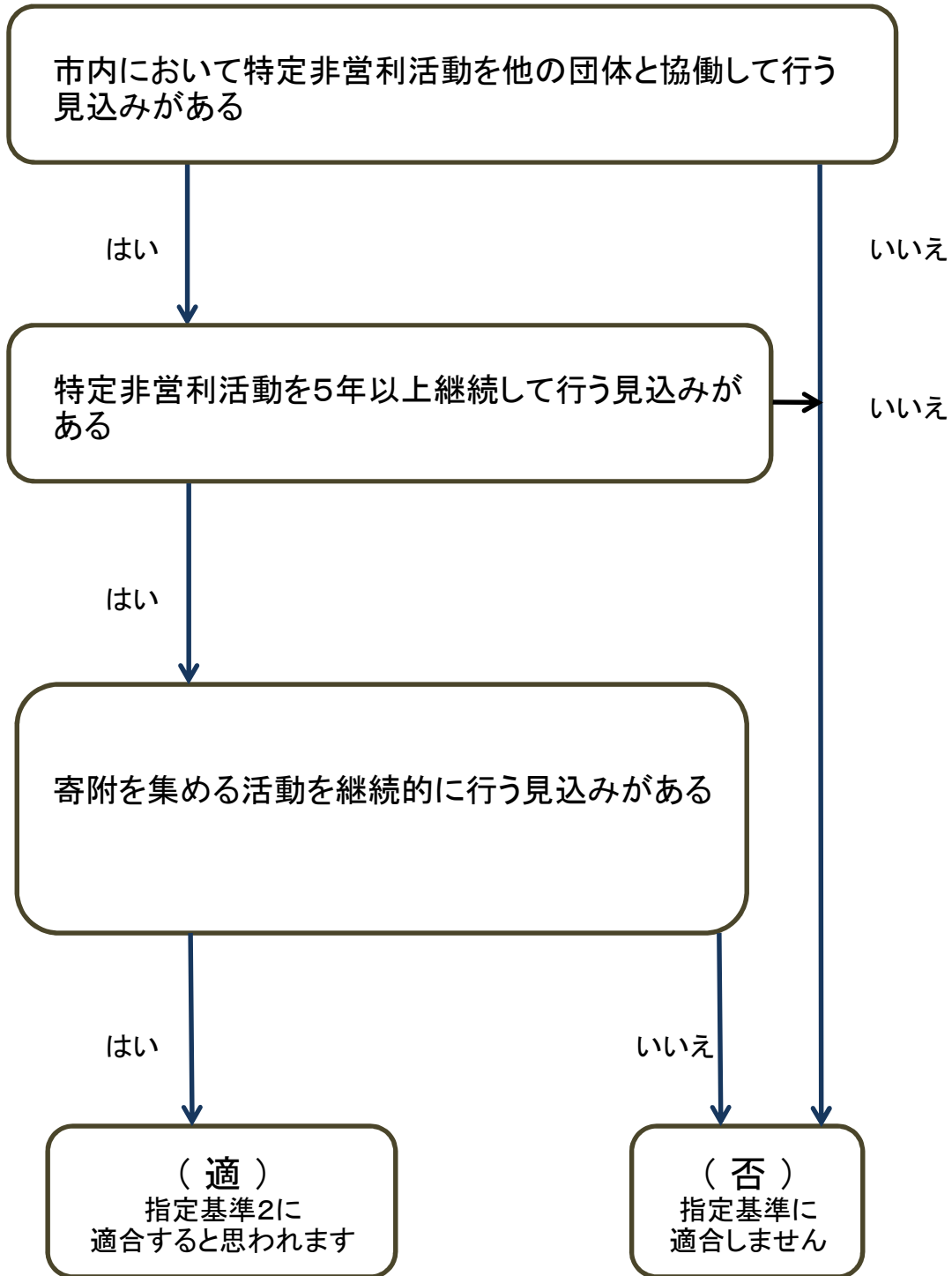
※特定非営利活動事業に係る事業費とは、特定非営利活動事業に関する費用のうち、管理費を除き、事業に支出した費用をいう。

☆ 基準1については、①から⑤までのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

指定基準等1-⑤ —公益要件(数値基準等)—
【道条例個別指定法人】



指定基準等2 —公益要件(活動基準等)—



指定基準3 — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

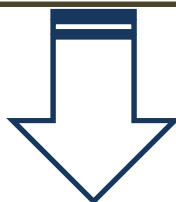
A. 会員のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

B. 会員のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動



AからEの事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

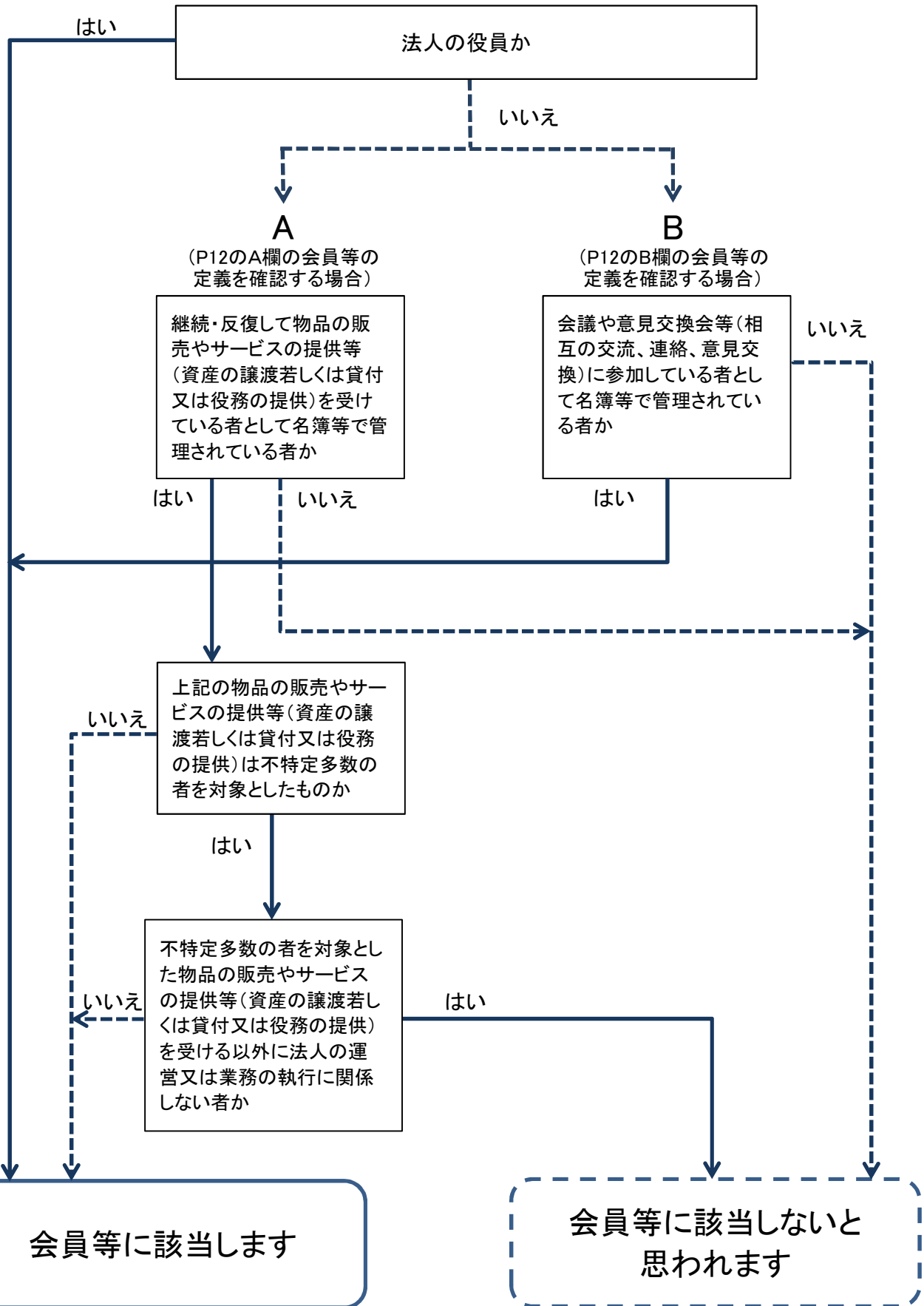
いいえ

(適)
指定基準3に
適合すると思われます

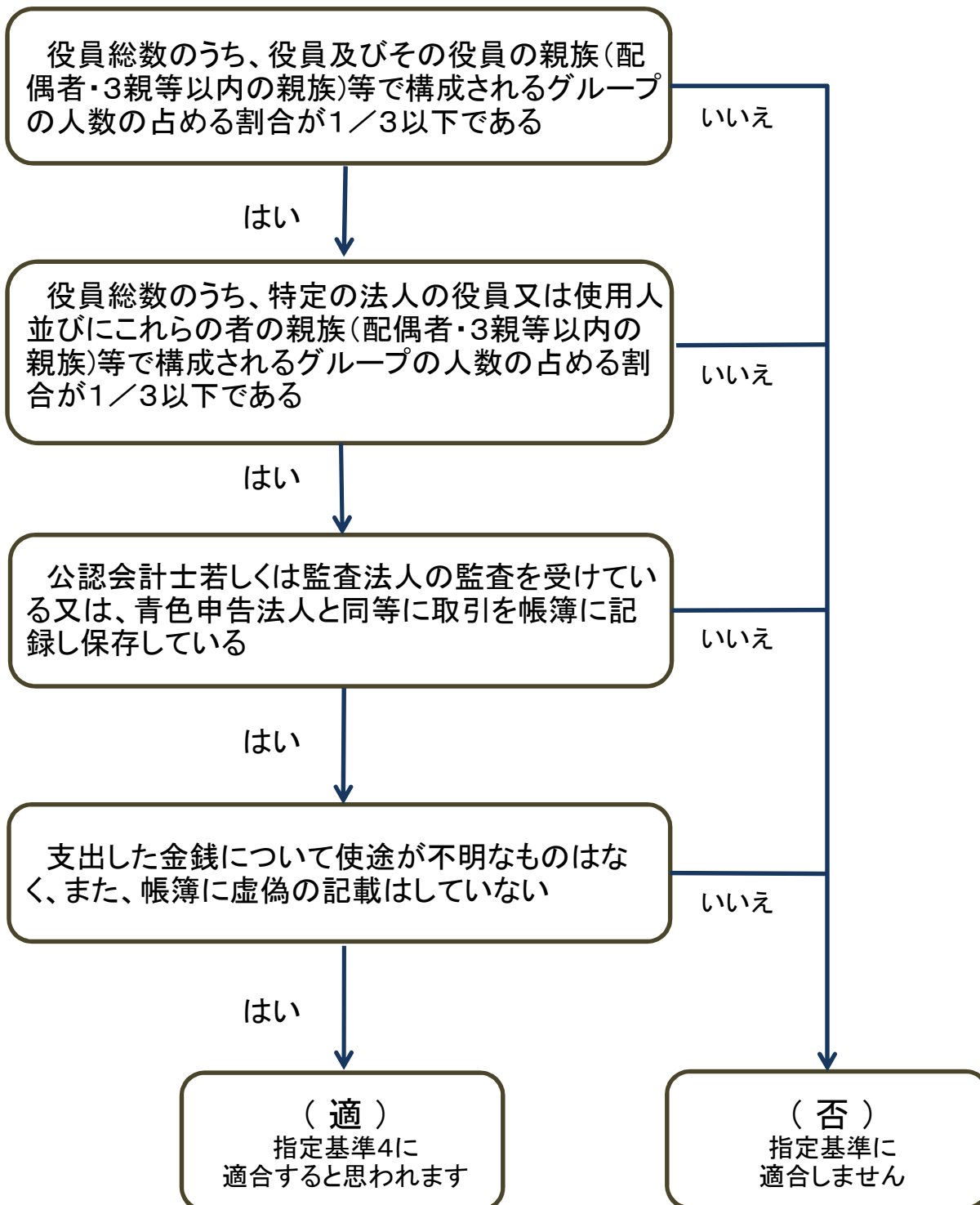
(否)
指定基準に
適合しません

指定基準等3

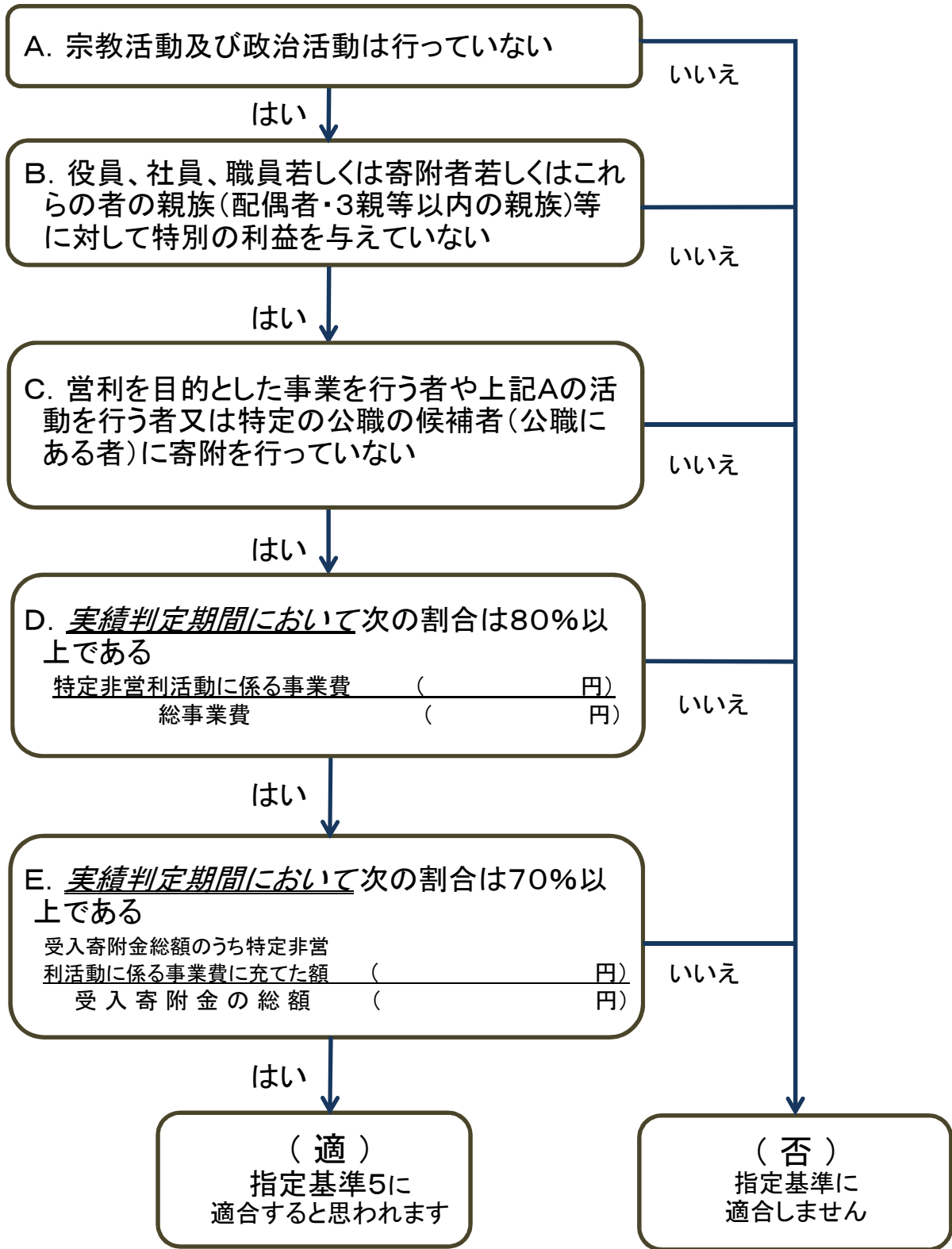
(参考)「会員等」について



指定基準等4 — 運営組織及び経理について —

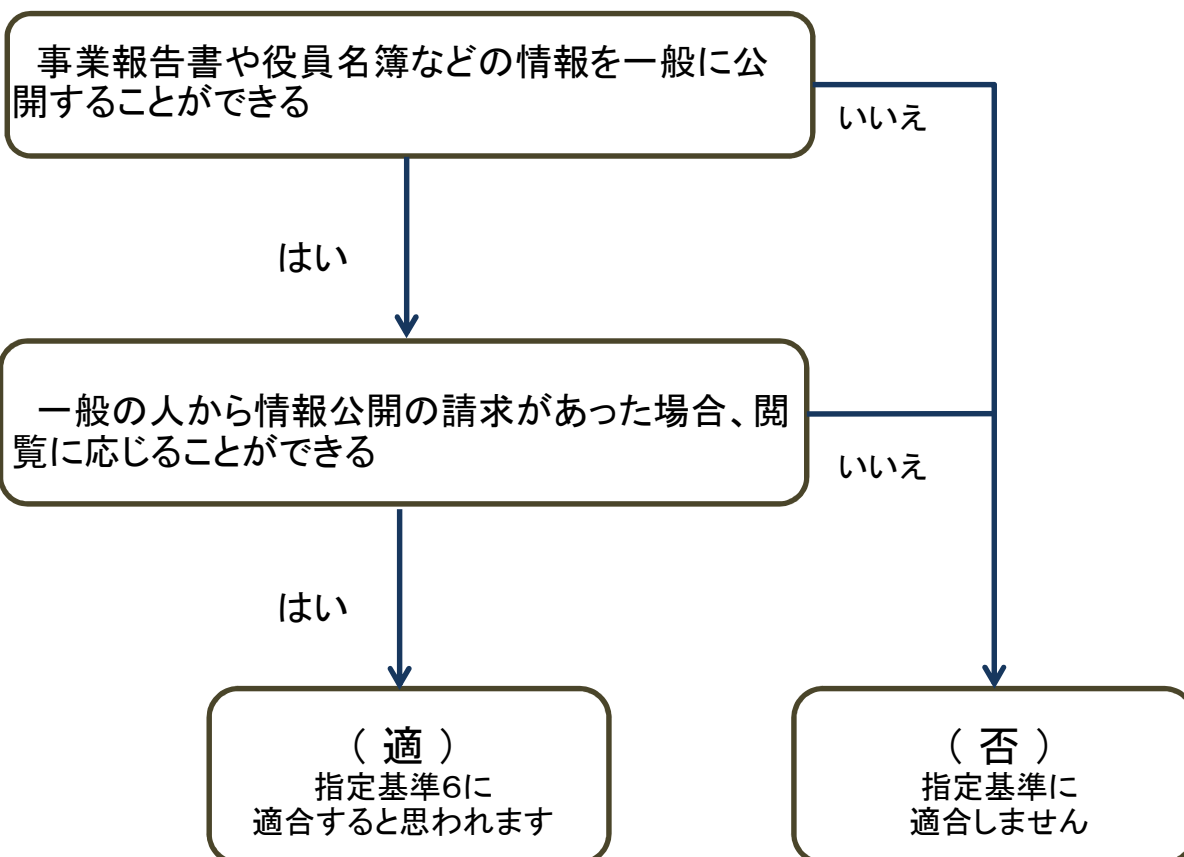


指定基準5 — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

指定基準6 — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ・ 各指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し
- ・ 海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合等に市長に提出した書類の写し

指定基準7 — 所轄庁への書類提出について —

各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に事業年度初めの3カ月以内に提出している

いいえ

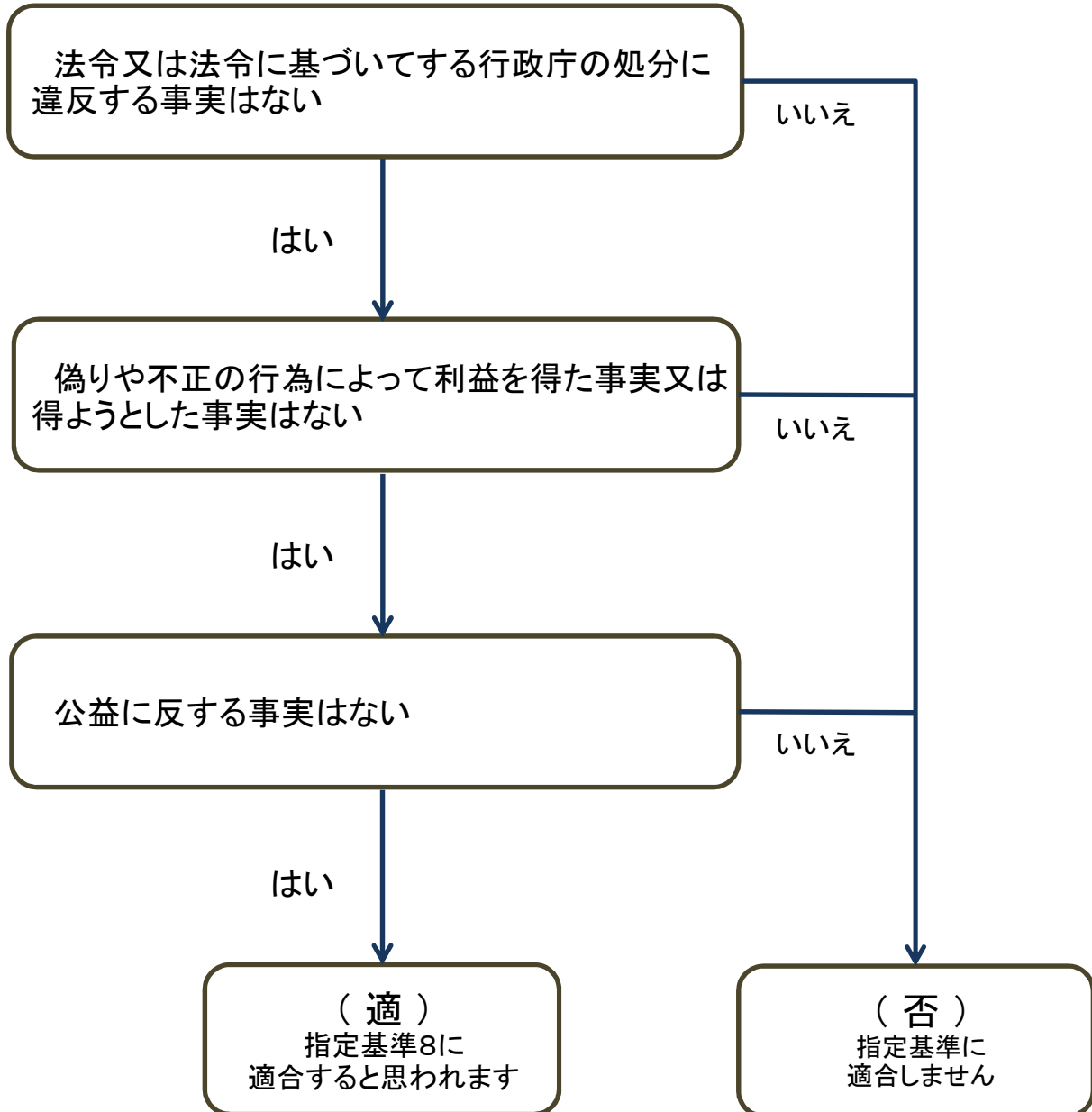
はい

(適)
指定基準7に
適合すると思われます

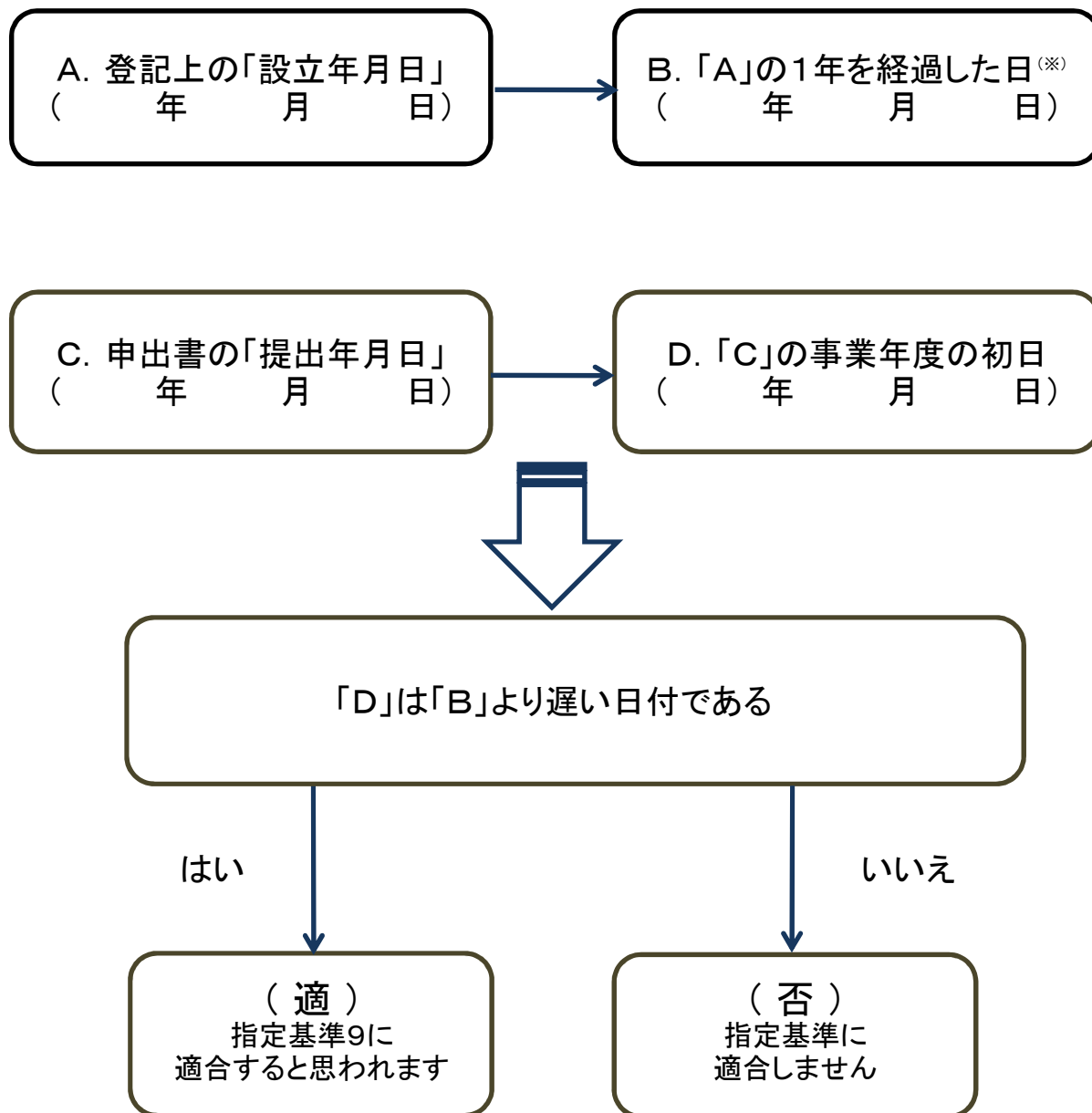
(否)
指定基準に
適合しません

- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
 - ・ 財産目録
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 活動計算書
 - ・ 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

指定基準8 — 不正行為等について —



指定基準9 — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申出を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申出を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員のうち、次のA～Eのいずれかに該当する者がある

A. 指定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 認定又は仮認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

E. 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

はい

いいえ

F. 指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

G. 認定又は仮認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

H. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

I. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

J. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

K. 暴力団

L. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)
欠格事由に該当しないと
思われます

(否)
欠格事由に該当します